

平成30年10月17日

各 位

会 社 名 株式会社イントランス
代表者名 代表取締役社長 濱谷 雄二
(コード番号：3237 東証マザーズ)
問合せ先 管理本部 総務課 課長 安藤 智隆
(電話番号 03-6803-8100)

会 社 名 合同会社インバウンドインベストメント
代表社員 E Tモバイルジャパン株式会社
代表者名 職務執行者 何 同壘
問合せ先 E Tモバイルジャパン株式会社
平松 貴美子
(電話番号 03-3511-8215)

合同会社インバウンドインベストメントによる
株式会社イントランス株式(証券コード 3237)に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

合同会社インバウンドインベストメントは、本日、株式会社イントランスの株式を別添のとおり公開買付けにより取得することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

以上

本資料は、合同会社インバウンドインベストメント(公開買付者)が、株式会社イントランス(本公開買付けの対象者)に行った要請に基づき、金融商品取引法施行令第30条第1項第4号に基づいて公表を行うものです。

(添付資料)

平成30年10月17日付「株式会社イントランス株式(証券コード3237)に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」

平成30年10月17日

各 位

会 社 名 合同会社インバウンドインベストメント
代表社員 E Tモバイルジャパン株式会社
代表者名 職務執行者 何 同璽
問合せ先 E Tモバイルジャパン株式会社
平松 貴美子
(電話番号 03-3511-8215)

株式会社イントランス株式（証券コード3237）に対する 公開買付けの開始に関するお知らせ

合同会社インバウンドインベストメント（以下「公開買付者」といいます。）は、本日、株式会社イントランス（コード番号3237、株式会社東京証券取引所マザーズ市場（以下「東証マザーズ」といいます。）上場、以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含み、以下「法」といいます。）に基づく公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

公開買付者は、本公開買付けを通じて東証マザーズに上場している対象者株式を取得及び所有することを主たる目的として、平成30年9月3日に設立された合同会社であり、本日現在において、ETモバイルジャパン株式会社（以下「ETMJ」といいます。）及び和徳投資有限公司（以下「和徳投資」といいます。）が、総持分のうちそれぞれ半数ずつを所有しております。なお、公開買付者は、本日現在、対象者株式を所有しておりません。

今般、公開買付者は、唯一の業務執行社員であり代表社員であるETMJによって、対象者の主要株主である筆頭株主の株式会社ASO（以下「ASO」といいます。）が所有する対象者株式15,598,000株（所有割合（注）42.08%）及び対象者の第二位株主であり対象者の前代表取締役である麻生正紀氏（以下「麻生正紀氏」といいます。）が所有する対象者株式2,658,000株（所有割合7.17%）の全てを取得することを目的として、本公開買付けを実施することを決定いたしました。なお、本日現在、ASOの発行済株式は麻生正紀氏がその全てを保有しています。

（注） 所有割合とは、対象者が平成30年8月9日に提出した第21期第1四半期報告書に記載された平成30年6月30日現在の対象者株式（37,131,000株）から、同日現在において対象者が所有する自己株式数（60,400株）を除いた数（37,070,600株）に対する割合をいい、小数点以下第三位を四捨五入して計算しています。以下所有割合の記載について同じです。

本公開買付けの概要は以下のとおりです。

- （1）対象者の名称
株式会社イントランス
- （2）買付け等を行う株券等の種類
普通株式
- （3）買付け等の期間
平成30年10月18日（木曜日）から平成30年11月20日（火曜日）まで（24営業日）

(4) 対象者の請求に基づく延長の可能性の有無

法第27条の10第3項の規定により、対象者から本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付け期間」といいます。）の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付け期間は30営業日、平成30年11月29日（木曜日）までとなります。

(5) 買付け等の価格

普通株式1株につき金153円

(6) 買付予定の株券等の数

買付予定数 19,276,700株

買付予定数の下限 18,256,000株

買付予定数の上限 19,276,700株

(7) 公開買付代理人

みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号

(8) 決済の開始日

平成30年11月27日（火曜日）

(注) 法第27条の10第3項の規定により、対象者から公開買付け期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、決済の開始日は平成30年12月5日（水曜日）となります。

なお、本公開買付けの具体的内容は、本公開買付けに関して公開買付者が平成30年10月18日に提出する公開買付け届出書をご参照ください。

以上